

お客様各位

(株) ぎょうせい 出版事業部

<お詫び>

「税理士が生前贈与もアドバイス！！相続手続で困らないエンディングノート」につきまして、次のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

■ 5 ページ (②相続時精算課税制度の記述について)

(誤)

相続時精算課税制度とは、60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以下の子・孫などへ財産を贈与した場合に、2,500万円までは贈与税がかからなくなる制度です。

(正)

相続時精算課税制度とは、60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子・孫などへ財産を贈与した場合に、2,500万円までは贈与税がかからなくなる制度です。